

山口県学習用通信機器貸付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自宅での家庭学習を進めるに当たり、山口県立学校（以下「学校」という。）に在籍する児童生徒に対し、学習用通信機器を貸し付ける際の必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「学習用通信機器」とは、山口県教育委員会（以下「県教委」という。）が所有しているモバイルルーターをいう。

(貸付物品)

第3条 貸付を行う物品（以下「貸付物品」という。）は、モバイルルーター及び付属品とし、SIMカードは含まないものとする。

2 児童生徒1人に、1台の貸付物品を貸し付けることができる。

(貸付対象者)

第4条 貸付物品の貸付を受けられる者は、学校に在籍し、家庭に有線及び無線によるインターネット環境のない又は家庭学習のために十分ではない児童生徒とする。

2 ただし、専攻科の学生及び通信制の児童生徒を貸付対象者とすることはできない。

(事務)

第5条 県教委は児童生徒の在籍する学校を通じて、貸付物品を貸し付けることとし、学校は、児童生徒への貸付に関する事務を行うものとする。

2 学校は、山口県物品規則第51条に定める貸付手続きを行い、学習用通信機器借受申請書（様式第1号）の提出があった場合は、学習用通信機器貸付契約書（様式第2号）（以下、「契約書」という。）を児童生徒及び保護者と締結する。

3 契約締結後に、学校は貸付物品を児童生徒に渡す。

(貸付期間)

第6条 貸付物品の貸付期間は、契約書で定めた期間とする。

2 貸付期間終了日は、原則、当該年度末までとし、年度を越える貸付期間の設定はできない。

3 学校は、貸付物品を借り受けた者（以下「借受者」という。）が契約書で定める利用条件に違反した場合及び学校が必要と認める場合は、第1項の規定に関わらず、学習用通信機器返却命令通知書（様式第3号）により、借受者に貸付物品の返却を命じることができる。

4 学校から貸付物品の返却を命じられた借受者は、速やかに貸付物品を返却しなければならない。

(貸付料)

第7条 貸付物品の貸付料は、無料とする。

(管理)

第8条 学校は、貸付状況を明らかにするために、学習用通信機器貸付台帳（様式第4号）を備え、貸付物品を管理しなければならない。

2 学校は、貸付状況に変更が生じたときは、貸付台帳に記載しなければならない。

3 学校は、山口県教育委員会教育情報化推進室長（以下「教育情報化推進室長」という。）の求めがあった場合は、当該貸付状況を報告するものとする。

(貸付物品の取扱い)

第9条 借受者は、貸付物品について善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

2 借受者は、貸付物品の利用に当たっては、次の各号に掲げる行為を遵守すること。

(1) 貸付物品を、学校が認めた家庭学習以外の目的で使用しないこと。

(2) 貸付物品を、児童生徒の自宅で使用し、自宅以外で使用しないこと。

(3) 貸付物品は、学校の許可があった場合には、学校等での使用ができる。

(4) 家庭学習に関係のないWebサイトの閲覧は行わないこと。

(5) 貸付物品のセキュリティの維持に努めること。

(6) 貸付物品の使用に係るID、パスワード等の情報を他者に漏らさないこと。

(7) 貸付物品を、他者に使用させ、又は転貸しないこと。

(8) 貸付物品を、売却し、廃棄し、又は故意に破損しないこと。

(9) 貸付物品を利用して、他者に対し被害や悪影響を与えないこと。

(10) 各学校が別に定める規程等に反する行為を行わないこと。

3 借受者は、学校から貸付物品の利用及び管理に関し、別途指示があった場合は、その指示に従うこと。

(充電に係る経費)

第10条 貸付物品の充電に係る経費は、借受者の負担とする。

(破損又は紛失の届出)

第11条 借受者は貸付物品を破損したとき又は貸付物品を紛失したときは、直ちに学習用通信機器破損・紛失届（様式第5号）を学校に提出しなければならない。

2 前項の場合において、故意又は重大な過失により破損または紛失したときは、学習用通信機器に係る実費は借受者の負担とする。

3 学校は第1項の提出があった場合に、速やかに教育情報化推進室長に報告する。

(損害賠償)

第12条 借受者は、貸付物品の目的外使用により、学校に損害を与えたとき又は第3者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負う。

2 借受者は、貸付物品の目的外使用により、借受者に発生した損害等について、その責任を負う。

(貸付物品の返却)

第13条 借受者は、第6条による貸付期間終了日までに、貸付物品を返却しなければならない。

2 借受者は、家庭に有線又は無線によるインターネット環境が整備される等、第4条に定める貸付対象者の要件を満たさなくなった場合は、貸付物品を返却しなければならない。

3 借受者は、貸付物品を返却する際に、学習用通信機器返却届（様式第6号）を学校に提出する必要がある。

4 借受者は、学習用通信機器の利用差し止め及び返却を命じられた場合は、学校が別途定める日までに貸付物品を返却しなければならない。

5 借受者が、貸付物品の返却ができない場合は、実費を学校が定めた期日以内に支払うものとする。

（連帯保証）

第14条 借受者の保護者は、本貸付要綱に基づき、借受者が負担する一切の債務について連帯して保証する。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月31日から施行する。

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。